

# 出入口

3

## 基本的な考え方

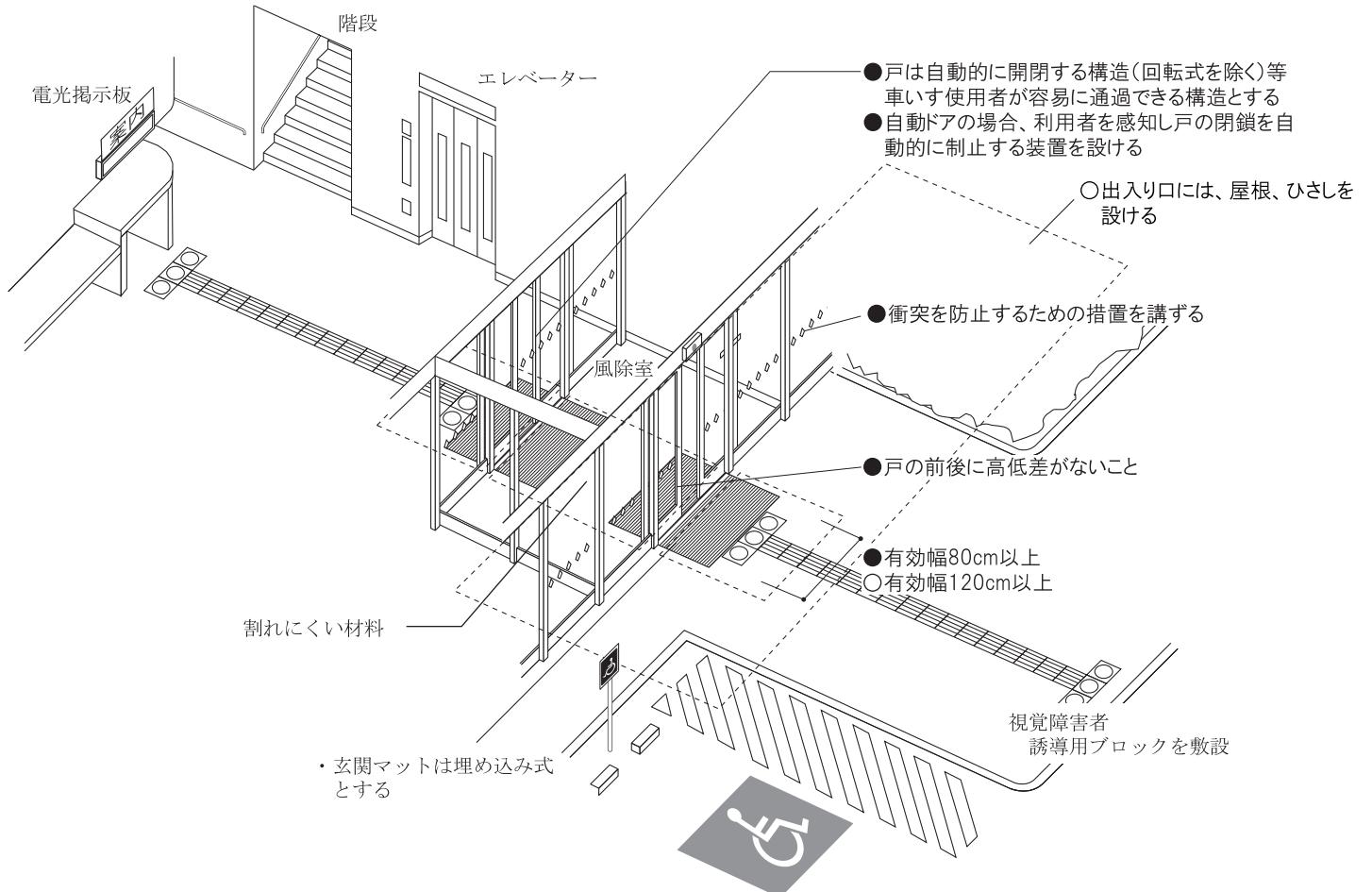
- 外部の出入口は、だれもが円滑に利用できるように整備する。
- 外部の出入口付近には、受付や建築物全体の案内を行う案内板を設ける。
- その他の出入口も、利用者の円滑な利用に配慮する。
- 出入口の戸の構造は、視覚障害者や車いす使用者の通行に十分配慮する。

### ●整備基準

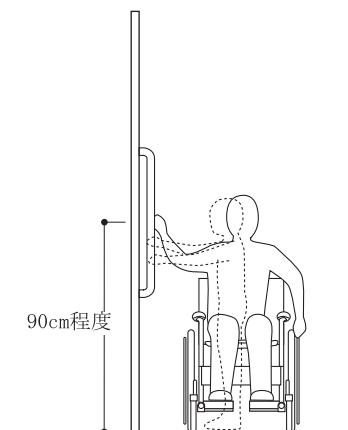
### ○望ましい基準

### 解説

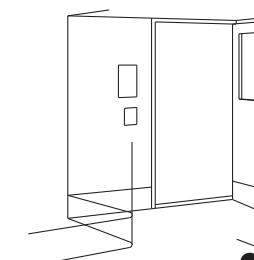
(1)利用者の用に供する出入口	利用者の用に供する出入口は、次に定める基準に適合するものとすること。		・外部出入り口だけではなく各室の出入り口にも適用される。
(一)戸の構造	全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとすること。	・防火戸等を設ける場合は車いす使用者が通過できる80cm以上の幅とし、くぐり戸等には、車いす使用者の通行に支障がある段を設けない。 ・戸が設けられていることを表すマークなどを行う	
(二)自動感知制止装置	自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。		
(2)利用円滑化経路を構成する出入口	利用円滑化経路を構成する出入口は、(1)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとすること。	・利用居室及び共同住宅等の各住戸の出入口にも適用される。 ・利用円滑化通路では階段又は段を設けない。	
(一)出入り口の幅	幅は、80cm以上とすること。	・主要な出入口の幅は、1.2m以上とする。	
(二)戸の構造	戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	・客室など主要な利用居室の戸や出入口には、必要に応じて、点字や浮き彫り文字等による標示を行う。 ・出入口前後の戸の水平部分は、1.5m×1.5m以上のスペースを確保する。 ・主要な出入口部分の床面、戸の位置や出入口の幅が容易に識別できるように、床材等に視覚的なコントラストをつける。 ・外部との出入口には、雨よけのため、屋根又はひさしを設ける ・ドアハンドルは、棒状、レバーハンドル式等とし、床面から90cm程度の高さに設ける。 ・回転式の構造の戸は、高齢者、障害者の利用にとって困難かつ危険であるため、利用円滑化経路には設けない。	・開閉動作の難易度から見ると、引き戸が開き戸より容易である。一般に推奨される順位としては、まず、自動式引き戸、次に手動式引き戸である。 ・ドアハンドルは、棒状、レバーハンドル式等とし、床面から90cm程度の高さに設ける。 ・車いす使用者の通行に支障がある段を設けない。



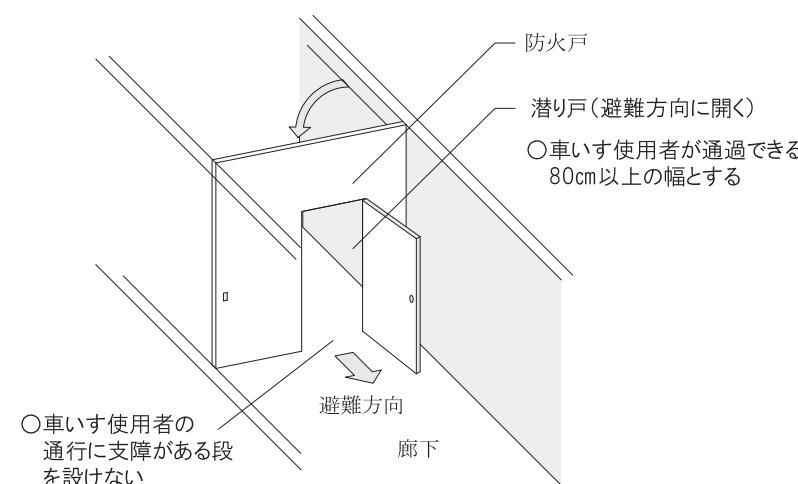
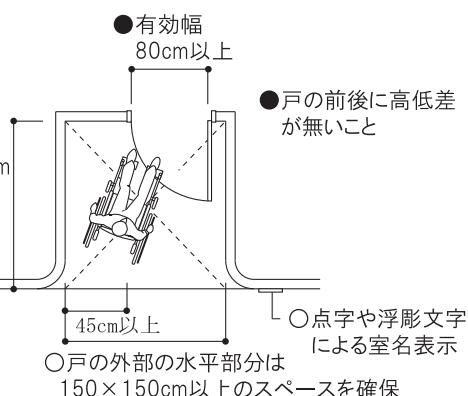
利用円滑化経路を構成する外部出入口



ドアハンドルの高さ



戸の外側の水平部分



車いす使用者が通行しやすい防火戸